

令和4年11月28日 第9回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午前10時30分

閉会 午前10時56分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	3番 遠國和宏
4番 上妻良一	5番 菊地隆志	6番 宮口孝治
7番 松田博幸	8番 遠藤勇	9番 人見華代
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相
続）について
日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
日程第 6 議案第3号 土地の現況証明書下付について
日程第 7 議案第4号 足寄町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて

第9回農業委員会総会

令和4年11月28日

開会 午前10時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第9回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、9番人見華代委員、10番石黒彰委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和4年8月2日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中であり、あっせんの希望はありません。

次に、2番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和3年12月21日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中であり、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜

登牛910番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、17,491㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっております。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していませんため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。11番、岡元義春現地調査委員長。

○岡元現地調査委員長 本件は、9月20日、私と吉川委員、石黒委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大萱地219番2ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、86,359㎡のうち、畑が13,000㎡、採草放牧地が46,763㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっております。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していませんため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。11番、岡元義春現地調査委員長。

○岡元現地調査委員長 本件は、9月20日、私と吉川委員、石黒委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大萱地721番1ほか18筆、計19筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、153,319㎡のうち、畑が132,709㎡、採草放牧

地が20,610㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、売買価格は1,000,000円、10アール当たりで6,500円となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。5番、菊地隆志現地調査委員長。

○菊地現地調査委員長 本件は、今日15日、私と遠藤委員、松田委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定

により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第8号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

○議長 1番につきましては、宮口孝治委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午前	10時	41分	休憩
午前	10時	42分	再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、1番を説明します。

局長。

○事務局長 1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町愛冠33番1ほか15筆、計16筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、240,964㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、借賃ですが1年間362,580円、貸付料が181,290円、諸経費充当分が181,290円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社が保有する農地を貸し付ける案件です。令和4年8月31日

開催の第6回農業委員会総会において、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と議決され、同法人へ買入協議の実施要請を行い、令和4年9月30日開催の第7回農業委員会総会において、同法人が買入れた農地です。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午前 10時 44分 休憩

午前 10時 45分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、2番3番を説明します。

局長。

○事務局長 2番3番につきましては、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目40番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は鉄道用地、原野、現況は畑です。

面積につきましては、8,981㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりで

す。

次に、売買金額ですが、442,000円、10アール当たり49,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

次に、3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目40番8ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は鉄道用地、原野、現況は農業用施設用地です。

面積につきましては、894㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、農業用施設用地を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、44,000円、10アール当たり49,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番から28番を説明します。

局長。

○事務局長 4番から28番までは農業経

営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和4年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書のとおりです。

議案調査書のとおり、借受人はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 4番から28番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、29番30番を説明します。

局長。

○事務局長 29番30番につきましては、経営継承に伴う案件のため、一括で、説明します。

29番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸145番9ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、657、617㎡のうち、畑が318、921㎡、採草放牧地が338、696㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、生前贈与を受け贈与税等の納税猶予を受けている牧草畑等を、利用権の設定等を受ける者へ経営継承するため、使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

次に、30番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸145番115ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、3、676㎡のうち、畑が1、774㎡、採草放牧地が1、902㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、利用権の設定等を受ける者へ経営継承するため、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく、お願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

（議案第3号）

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番から3番を、一括で説明します。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾245番14ほか7筆、計8筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

次に、2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄135番5、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

次に、3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地728番21ほか2筆、計3筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。5番、菊地隆志現地調査委員長。

○菊地現地調査委員長 本件は、今月15日、私と遠藤委員、松田委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、雑種地、宅地、原野や山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定しま

す。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 足寄町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」を議題とします。本件について、提案理由を説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました「議案第4号 足寄町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」、提案理由をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法施行令第1条の規定に基づき、本基本構想は、概ね5年毎に10年間につき、定めるものとされております。

令和3年3月に、令和12年度を目標年度として、北海道農業経営基盤強化促進基本方針の見直しが行われ、それに伴い、市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想の見直しが必要となりました。

今回、足寄町長渡辺俊一氏より、足寄町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しが行われ、別紙のとおり、意見を求められました。

詳細につきましては、令和4年10月28日開催の全員協議会で、足寄町経済課農業振興室の担当者から説明済みのため、省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定し、足寄町長渡辺俊一氏に意見なしと報告します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第9回足寄町農業委員会総会
を閉会します。

午前 10時 56分 閉会

議長 音村 進

農業委員 人見 華代

農業委員 石黒 彰
